

保存版

2024年度版

座間小学校 P T A ハンドブック

P T Aとは・・・

保護者と教職員で自主的に構成され両者が対等の立場で活動する団体です。

Parent(親)

Teacher(教師)

Association(組織)

P T Aの目的は、子どもの健やかな成長を図ることにあります。親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し理解を深め、さらに児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実教育環境の改善充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体です。



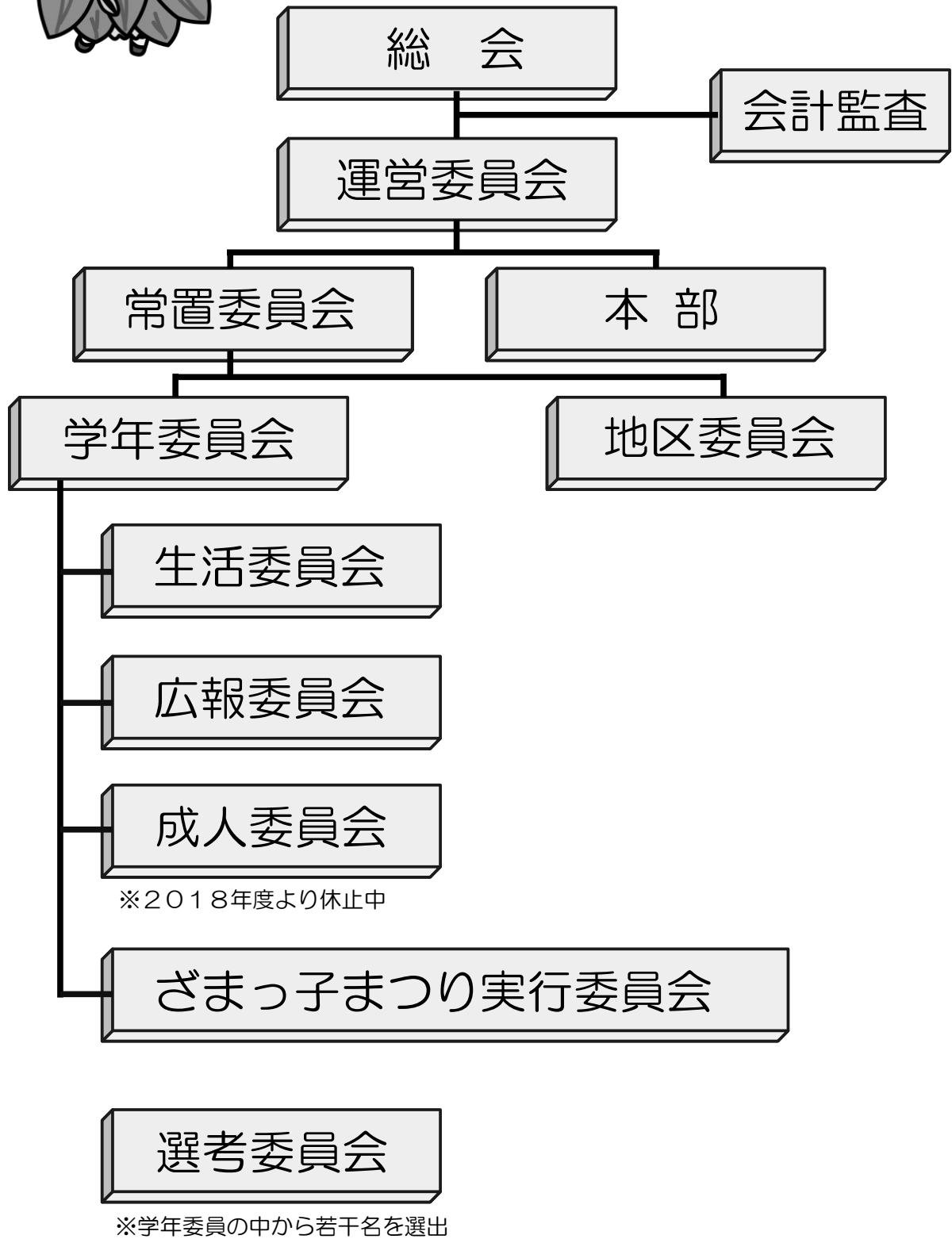
座間小学校キャラクター
「ざまたん」



座間小学校PTA組織図・・・・・・・・・・	P. 2
座間小学校PTAについて (Q&A)・・	P. 3
主な活動内容・・・・・・・・・・	P. 4
本部役員選出について・・・・・・・・	P. 5
委員選出について・・・・・・・・	P. 6
名札・パトロール札について・・	P. 7
座間小学校PTA規約・・・・・・・・	P. 8
座間小学校PTA細則・・・・・・・・	P. 11



座間小学校PTA組織図



座間小学校PTAについて

ぼくが質問に
答えるよ！



Q. どんな人が会員なのですか？

座間小学校に在籍する児童の保護者及び教職員で、会の趣旨に賛同していただいた方が会員となります。会費を納め、全て平等の権利と義務を有します。



Q. 運営費はどこから出ていますか？

PTA活動は会員の皆様から納入された会費で運営されています。会費は年額 1,500円（2024年度現在）を学期ごとに納入していただき、年度ごとに運営しています。



Q. 学年委員はどのように決めるのですか？

全会員へ配付するアンケートを参考に選出しています。



Q. 本部役員や学年委員を引き受けてみた感想は？

以下、今までの経験者からの意見です。

- 活動の合間に子どもの様子が見られたのがよかった。
- 先生方と話す機会が増えたのがよかった。
- 保護者の知り合いが増え、小学校の情報交換の他、中学や高校の情報を教えてもらえたりした。
- 自分たちで作成した広報誌（若あゆ）が手元に届いたときは嬉しく、頑張ってたよかったと思った。
- 委員会活動に参加することで、子ども達に還元できることがあるとわかってよかった。
- 仕事や家庭を優先して活動できた。



主な活動内容

地区委員会

- * 登校班の班編成及び登下校の指導
- * 地区別タイムへの参加
- * 研修会参加

など

生活委員会

- * ベルマークやテトラパックの回収・発送
- * 給食試食会・学校保健委員会等への参加
- * 白衣点検
- * 研修会参加

など

本部

- * 本学校と各委員会との連絡窓口
- * P T A行事の企画・運営
- * 研修会参加

など

広報委員会

- * 学校行事やP T A活動の様子を取材し、P T A広報誌「若あゆ」を発行
- * 研修会参加

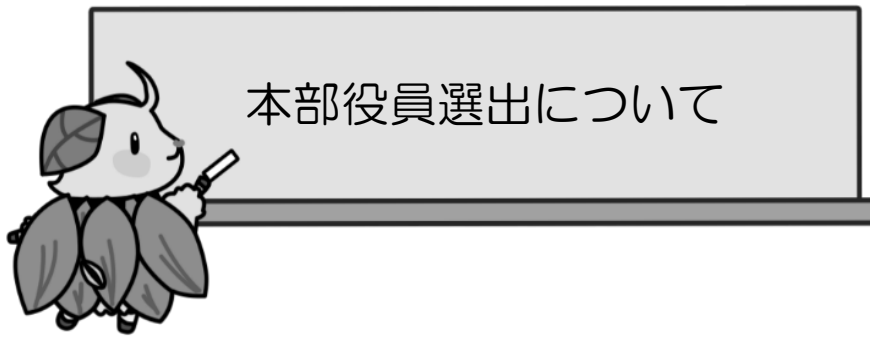
など

ざまっ子まつり 実行委員会

- * ざまっ子まつりの企画・運営

* その他、学校よりお手伝いの要請があった場合は、ご参加をお願いすることがあります。

(運動会防犯パトロール等)



●本部役員を経験した場合、全ての児童（ごきょうだい）の学年委員・地区委員は免除されます。

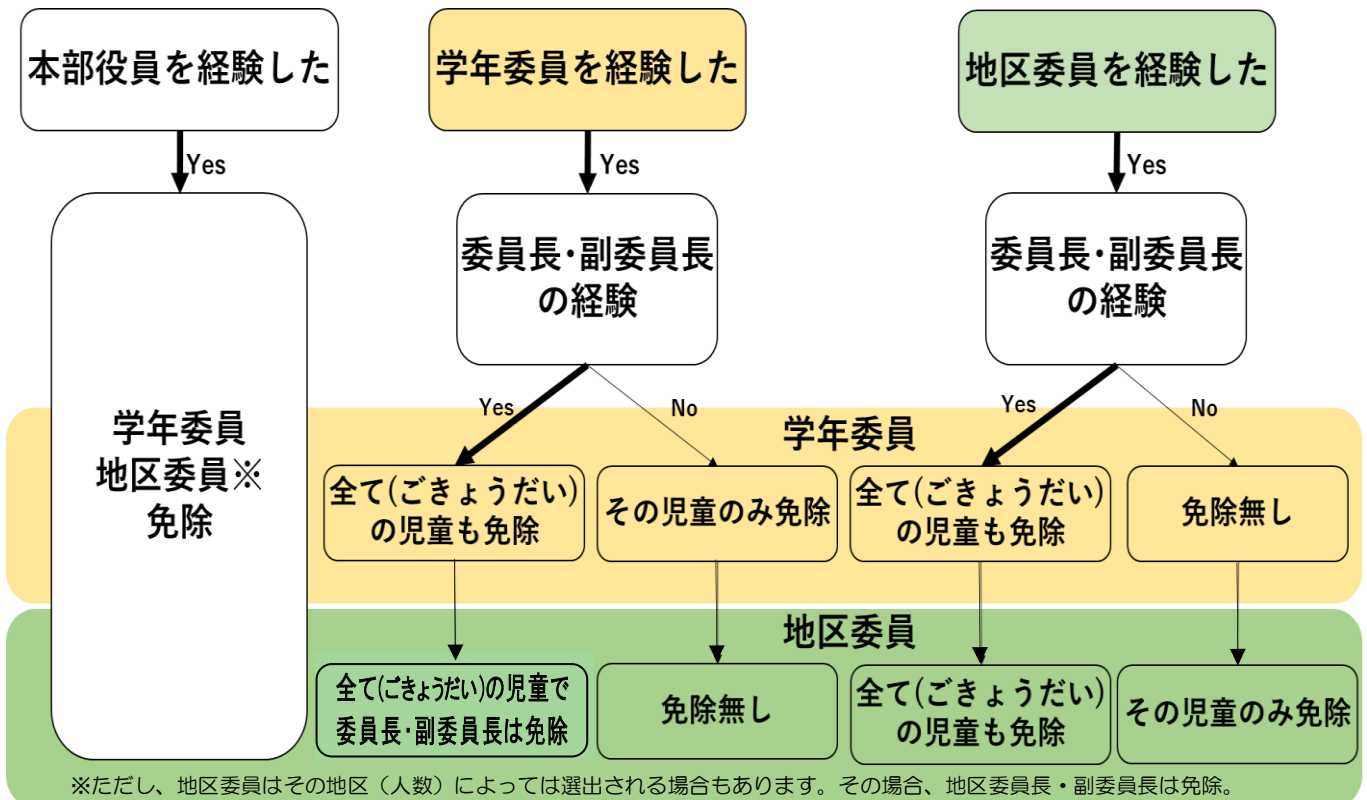
ただし、地区委員はその地区（人数）によっては選出される場合もあります。委員長・副委員長は免除。

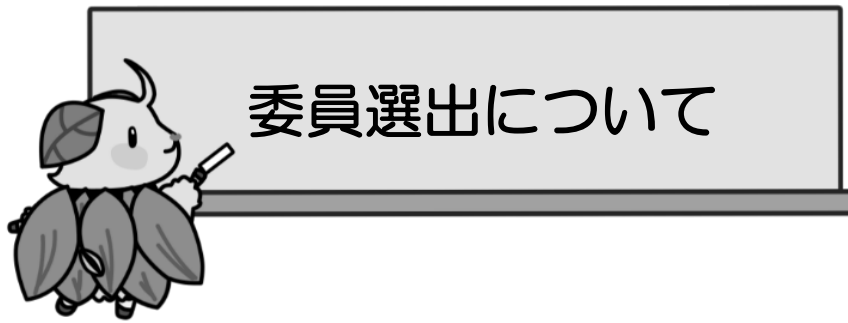
○運動会等では、本部役員用の席が設けられます。（学校の状況等により変更もあります。

なお、運動会は在任期間のみとなります。）

○平日の活動時には車での来校が可能です（専用駐車証あり。卒業式等の行事時は除く。）

今後選出される場合のフローチャート





< 学年委員 >

- 基本的に、学年委員は 児童1人に対して1回です。
- 10月～11月に行われる学年委員選出・参考アンケートをもとに選出します。
- アンケートにて決まらない場合は翌年4月の授業参観の日に、各学年で話し合います。それでも決まらない場合はくじ引きとなります。
なお、アンケートにより学年委員が決定した場合はくじ引きは開催されません。

くじ引き対象外の方

- ・その児童で学年委員（生活、広報、成人、ざまっ子）を経験されている方。
- ・本部役員、運営委員（生活、広報、成人、ざまっ子、地区委員の委員長・副委員長）を経験されている方。
- ・新年度の地区委員に決まっている方。

※対象外の方は必ずアンケートにて自己申告をしてください。

< 地区委員 >

- 地区委員の委員長・副委員長を経験された方は全ての児童（兄弟姉妹）の学年委員・地区委員が免除されます。
ただし、地区委員はその地区（人数）によっては選出される場合もあります。委員長・副委員長は免除。
- 地区委員の委員長・副委員長以外の地区委員を経験されても学年委員は免除されません。
- 学年委員の委員長・副委員長を経験された方は全ての児童（兄弟姉妹）の地区委員の委員長・副委員長が免除されます。

【 名札について 】

- ・ 来校時、必ず着用してください。(授業参観・送迎時等)
 - ・ 名前は保護者氏名をご記入ください。
 - ・ 一家庭2枚ずつ配付します。
- ※卒業時に破棄してください。

【 パトロール札について 】

座間小学校では登下校時のパトロールは当番を決めず、各ご家庭で出来る範囲で見守るスタイルをお願いしています。その際にこのパトロール札を着用してください。一家庭に1枚配付しています。 ※卒業時に破棄してください。

○パトロール方法

- ・ 子どもの登下校時間に、自宅の前に出て児童を見守る。
- ・ 子どもの登下校時間に、犬の散歩をする。
- ・ 子どもの登下校時間に、買い物に行く。
- ・ 仕事の行き帰り(座間小周辺や自宅近辺)などで、パトロール札を着用する。

(注意点)

- ・ パトロール札を着用してください。(犯罪抑制効果を得るため、また、子どもたちや地域の方々にパトロール中と分かりやすくするためです)
- ・ 不審者情報に関しては、学校や警察に連絡を入れてください。
- ・ パトロールを行う際は、子どもたちにあいさつや声かけ等を積極的にお願いします。
- ・ パトロール札は名札のひもとセットにして利用しても良いです。



パトロール札

児童の安全・安心のためご協力ください。

【 座間小学校PTA規約 】

第1章 名 称

第1条 この会は座間市立座間小学校PTAという。

第2条 この会の事務局を座間市立座間小学校に置く。

第2章 目的 及 び 活 動

第3条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1、よい保護者、よい教職員となるように努める。
- 2、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境をよくするために努める。
- 3、公教育費を充実することにつとめる。

第3章 方 針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次に従って活動する。

- 1、児童青少年の教育、並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2、特定の政党や宗教に偏ることなく、この会の役員の名での公私の選挙活動は行わない。
- 3、学校の人事その他運営には干渉しない。
- 4、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。

第4章 会 員

第6条 この会の会員となることの出来るものは次の通りである。

- 1、座間小学校に在籍する児童の保護者、または、これに代わるもの。
- 2、座間小学校の教職員。
- 3、この会の主旨に賛同するもの。但し、第3項に該当するものの入会は運営委員会が決定する。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第8条 この会の会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会 費 及 び 経 理

第9条 会費は、年額 1,500 円とする。一度納入された会費は原則返金は行わない。

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によりまかなう。

第11条 この会の経理及び決算は次の通りとする。

- 1、経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 2、決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、総会から次年度総会までとする。

第6章 事 業 年 度

第13条 この会の事業年度は、総会から次年度総会までとする。

第7章 役員

第14条 この会の役員は、次の通りである。

会長（P1） 副会長（P若干名、T1） 書記（P若干名、T1） 会計（P若干名、T1） 但し、役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

第15条

- 1、役員は、選考委員会が会員中より指名した役員候補を、総会の同意を得て決める。但し、学校職員は校長に一任する。
- 2、選考委員会の構成及び運営は、細則に定める。

第16条 役員の任期は1カ年とする。但し、補充により選出された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第17条 役員は引き続いて同じ役員の職に選任されることができる。

第18条 役員の職務は次の通りである。

- 1、会長はこの会を総括し、会を代表する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、書記は総会、全委員会、及び運営委員会の議事を記録し、会長の指示によりこの会の庶務を行う。
- 4、会計は、この会の一切の会計事務を処理し、総会において会計監査委員の監査を経て決算を報告する。

第8章 会計監査委員

第19条 この会に会計監査委員を3名置き、任期を1カ年とする。

第20条 会計監査委員は役員と同じ手続きにより選出する。

第21条 会計監査委員は委員長1名を選出する。

第22条 会計監査委員はこの会の経理を監査し、且つこの会の決算結果を総会に報告する。

第9章 委員

第23条 この会の委員は次の通りである。

- 1、学年委員 各学年から委員を選出し、広報委員会、生活委員会、選考委員、ざまっ子まつり実行委員会、成人委員会に所属する。
- 2、地区委員 地区毎に地区委員1名又は2名を選出し、地区委員会に所属する。

第10章 総会

第24条 総会は全会員を以て構成され、この会の最高議決機関である。

第25条 総会は定期総会及び、臨時総会とする。定期総会は年度始めに開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認める時、又は会員の5分の1以上の要求があった時に開催する。

第26条 総会の定足数は会員の5分の1以上とする。但し、委任状を含める。

第27条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第28条 総会の運営規定は、細則に定める。

第11章 会の組織及び運営

第29条 この会の運営を行うための総会その他に、次の組織を置く。

- 1、全委員会 2、運営委員会 3、役員会
- 4、常置委員会（学年委員会・地区委員会） 5、臨時委員会

第30条 前条組織の活動内容、運営については、細則に定める。

第12章 細 則

第31条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の審議を経て、全委員会で議決し、総会に報告する。運営委員会は細則を制定し、または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第13章 改 正

第32条 この規約の改正は運営委員会が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があった時に総会に提案し承認を受ける。

第14章 個人情報取り扱い

第33条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取得扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第15章 特 例

第34条 緊急事態宣言等により、当初の事業計画と予算案の遂行が困難とPTA会長が判断した場合、その修正案を役員会にて起案・採決をし、出席者の過半数以上の賛成をもって代案とする。代案については、PTA会員に対し、随時、書面にて報告する。

附 則

本規約は昭和35年5月14日から効力を発生する。本規約は昭和39年3月4日から一部改正する。
本規約は昭和44年4月1日から一部改正する。本規約は昭和47年5月16日から一部改正する。
本規約は昭和49年5月18日から一部改正する。本規約は昭和52年4月23日から一部改正する。
本規約は昭和53年5月6日から一部改正する。本規約は昭和55年5月10日から一部改正する。
本規約は昭和59年5月7日から一部改正する。本規約は昭和63年5月14日から一部改正する。
本規約は平成2年5月12日から一部改正する。本規約は平成5年5月14日から一部改正する。
本規約は平成7年5月12日から一部改正する。本規約は平成14年5月9日から一部改正する。
本規約は平成18年3月16日より一部改正する。本規約は平成19年5月14日から一部改正する。
本規約は平成25年5月15日から一部改正する。本規約は平成27年5月15日から一部改正する。
本規約は平成30年5月16日から一部改正する。本規約は2022年5月20日から一部改正する。
本規約は2023年5月23日から一部改正する。本規約は2024年5月17日から一部改正する。

【 座間小学校 PTA 細則 】

第 1 章 総 会

- 第 1 条 総会は、規約第 10 章の規定により開催する。
- 第 2 条 議長は、会員の中から 1 名を選出し、書記も同じ手続きで委嘱する。
- 第 3 条 議長は、提出された議案に従って会を運営する。
- 第 4 条 総会の成立及び議決は、規約第 25 条・第 26 条・第 27 条の規定に基づいて運営する。
- 第 5 条 定期総会の議案内容は、運営委員会及び指名委員会より提出された議案を基に、審議決定する。
- 第 6 条 議事次第は、次の通りである。
- (1) 前年度の事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 選考委員会より、役員及び会計監査委員候補の報告
 - (4) 各常置委員会の正副委員長の委嘱
 - (5) 事業計画案
 - (6) 予算案
 - (7) その他総会に提出された議案
- 第 7 条 書記は、議事に関する記録を正確にとり、議長に提出する。
- 第 8 条 臨時総会は、規約第 25 条に基づいて開催し、会の運営は、定期総会に準ずる。

第 2 章 会 の 組 織 及 び 運 営

- 第 9 条 規約第 29 条に基づき、会の組織の構成員は、次の通りとする。
- (1) 全委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 役員、常置委員会の委員、及び校長
 - (2) 運営委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 役員、常置委員会の正副委員長、
 - (3) 役員会 ・ ・ ・ ・ ・ 役員及び校長
 - (4) 常置委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 常置委員会の委員
- 第 10 条 全委員会
- 1、全委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて会長がこれを招集し、次の職務を行う。
 - (1) 役員に欠員が生じた場合の補充
 - (2) 運営委員会から提出された議案の審議
 - (3) 規約、細則の改廃についての審議
 - (4) その他提出された議案、緊急事項
 - 2、定足数は、委任状を含め構成員の 4 分の 1 とし、議事は出席者の過半数をもって決する。
 - 3、会の運営は、役員があたる。
 - 4、総会で議決すべき議案であるが、緊急を要する場合は、この会をもって総会に代えることができる。但し、この会で可決された議案は、次期総会に報告し、内容によっては承認を求めるととする。

第11条 運営委員会

- 1、必要に応じて会長が招集し、次の職務を行う。
 - (1) 常置委員会で立案された事業計画及び年間予算
 - (2) 総会及び全委員会に提出する議案の作成
 - (3) 常置委員会の連絡調整とPTA活動の総合調整
 - (4) その他提出議案の審議
- 2、定足数は、構成員の4分の1とし、議事は過半数で決する。
- 3、会の運営は、役員が当たる。

第12条 役員会

- 1、必要に応じて会長が招集し、次の職務を行う。
 - (1) 運営委員会に提出する議案
 - (2) その他、提出議案及び緊急事項

第13条 常置委員会

- 1、常置委員会は、会長、委員長が招集し、次の職務を行う。
 - (1) 年間事業計画に基づいた活動
 - (2) 会の活動について調査研究
 - (3) その他
- 2、各常置委員会は、次の役職を置く。
委員長1名・副委員長1名。

第14条 常置委員会の種別・職務は次の通りとする。

1、学年委員

(1) 生活委員会

児童の福利厚生をはかり、ベルマーク収集、学校保健委員会、給食関係に協力する。

(2) 広報委員会

会員に対しPTA活動の内容を伝え、会員意識の向上に努めるために会報の発行をする。

(3) 成人委員会

会員がよい保護者、よい教職員になるように努め、お互いに教養を高めるようにすると共に会員相互の親睦をはかる。

(4) ざまっ子まつり実行委員会

親子のふれあいを目的とした、ざまっ子まつりの企画及び運営を行う。

(5) 選考委員会

役員及び会計監査委員の選考に当たる。

2、地区委員会

児童の校外での生活及び児童の登下校の安全指導に当たり、地区相互の連携を深め、関係諸機関との連絡をとり、児童の健全育成に当たる。

第15条 必要に応じて、常置委員会とは別に臨時委員会を設置する。

- 1、臨時委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 2、臨時委員会は、その任務が終了した時に活動報告を行い、解散する。

第3章 選考委員会

- 第16条 選考委員会は、規約第15条-2の規定により、学年委員の中から若干名を選出し、役員及び会計監査委員の選考に当たる。
- 第17条 削除
- 第18条 削除
- 第19条 選考委員会は、任期を1カ年とし、役員・会計監査委員候補が承認された時点で解散する。

第4章 顧問及び表彰・慶弔規定

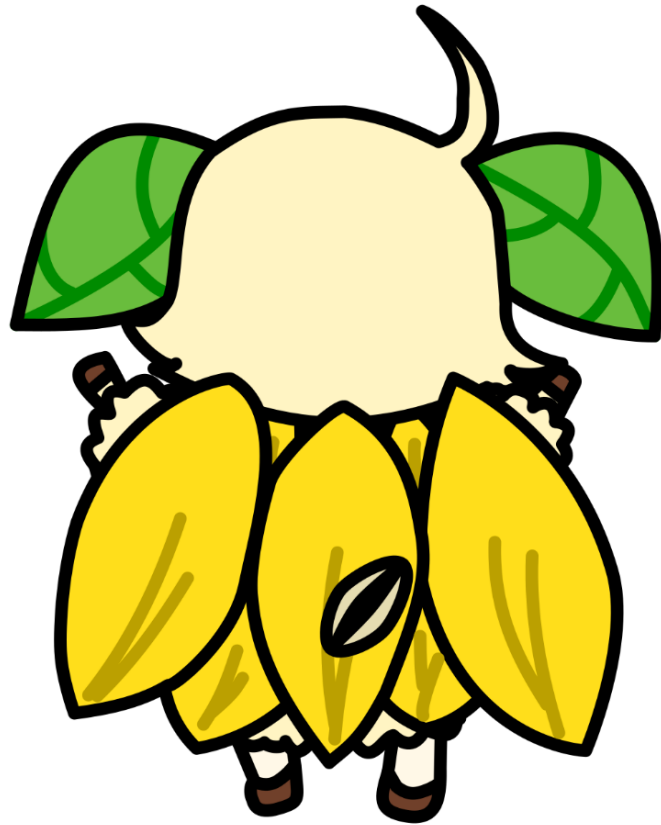
- 第20条 この会に運営委員会の同意を得て、顧問を置くことができる。
- 第21条 役員・会計監査委員・運営委員として勤め、この会に関係ある者が功労ありと認められた場合、役員会の同意を得てこれを表彰することができる。
- 第22条 本会員および顧問、児童が死亡した場合は香典5000円をおくることができる。
- 第23条 削除

第5章 役員及び委員の兼任

- 第24条 役員及び会計監査委員は、座間市PTA連絡協議会の役員、または、会員を兼任することができる。

附 則

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 本細則は昭和35年5月14日より効力を発生する。 | 本細則は昭和39年3月4日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和46年5月17日より一部改正する。 | 本細則は昭和47年5月16日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和49年5月18日より一部改正する。 | 本細則は昭和50年5月17日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和51年4月24日より一部改正する。 | 本細則は昭和52年4月23日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和53年5月6日より一部改正する。 | 本細則は昭和54年5月12日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和55年5月10日より一部改正する。 | 本細則は昭和58年5月6日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和60年5月11日より一部改正する。 | 本細則は昭和61年5月10日より一部改正する。 |
| 本細則は昭和62年5月9日より一部改正する。 | 本細則は平成3年5月11日より一部改正する。 |
| 本細則は平成5年5月14日より一部改正する。 | 本細則は平成14年5月9日より一部改正する。 |
| 本細則は平成18年3月16日より一部改正する。 | 本細則は平成19年5月14日より一部改正する。 |
| 本細則は平成22年5月19日より一部改正する。 | 本細則は平成30年5月16日より一部改正する。 |
| 本細則は2022年5月20日より一部改正する。 | 本細則は2023年5月23日より一部改正する。 |



座間小学校PTA